

国からの回答

本来、賠償基準は、原災法に基づき国と立地市町村で構成される合同対策協議会で決定されるべきものではないか。

避難指示区域の見直しに伴う賠償基準については、国が全面に出て、被害を受けた自治体や住民の皆さまのご意見を伺った上でその考え方を公表し、それを踏まえ、東京電力が作成しました。

国は、避難指示を出すときには、どこにどうやって逃げていいのかも指示せず、また、このような区域見直しをするという話もなかった。区域見直しで町を分断しようとしているのではないか。

避難指示を発出した際、福島県とも連携し、避難候補先の調整や移動手段の手配などの支援も一部行いましたが、各事故調査委員会も含め、必ずしも対応が十分ではなかったという指摘については、真摯に受け止めなければならないと考えております。

区域見直しについては、市町村毎に放射線量に応じ、可能な限り地域のコミュニティを分断しないよう配慮して、字や行政区単位などで、3つの区域に見直すこととしています。

引き続き地元の御意向をしっかりと踏まえつつ、町との協議を進めてまいります。

中間貯蔵施設を作って、それでも戻れるなどということは、なぜ、そんなことが言えるのか。

中間貯蔵施設の確保及び維持管理は、周辺住民の健康及び周辺環境保全に十分配慮して行うこととしております。

具体的には、今後、地質や地下水、地形などについて調査を行い、その結果を踏まえ、専門家の知見や関係者の御意見を随時伺いつつ、必要な施設の構造や管理、情報公開等に関して、周辺住民の健康及び周辺環境保全のために適切な措置を講じていくこととしています。

我々双葉町民は、避難指示により我が家から追い出された被害者。他方、いわき市周辺は、地価が高騰していて、これだけの賠償額ではいわき市に土地を購入することが困難になっている。低利融資制度はないのか。双葉町民は何も悪いことしていないのだから、低利融資と言わず、無利子融資とすること。

福島復興再生特別措置法において、避難指示区域からの避難者について住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を利用可能とする特例措置を講じたところです。避難指示区域からの避難者に対し提供する災害復興住宅融資では、東日本大震災の被災者向けの融資と同様に、新たに住宅を建設する場合には当初5年間の金利を0%とするなどの金利引下げ措置を適用しております。

国からの回答

避難先に保管場所がなくて、仕方なく、避難指示区域内の自宅に保管しているものがある（雛人形、和服）。自宅から持ち出した場合、保管費用は賠償してくれるのか。

定型による家財の賠償額(定額)については、持ち出し可能な高額家財等を除き、財物価値が全損したものと評価して算定しています。

定型評価には含まれない高額家財等については、使用にあたり移動や保管等にかかる追加的費用が発生した場合、合理的な範囲で実費を賠償することとしています。

国は、20mSvと50mSvの線引きをしているが、これが安全なのか誰も証明していない。双葉町はチェルノブイリの例から5mSvを示している。国は、チェルノブイリでは1年目100mSvであったと言って、我々双葉町民をだまそうとしている。

原子力事業者は、過失の有無を問わず、原子力損害の賠償に関する法律(以下、「原賠法」という。)に基づく原子力損害についての賠償責任を課されていますが、これは原子力損害の被害者に対して迅速に救済が図られることを目的としたものです。したがって、今回の事故による原子力損害に関しても原賠法に基づいて、一義的には東京電力が責任を負うべきものであります。

他方、政府としても、こうした原賠法の趣旨を踏まえつつ、被害者救済に万全を期すため、原子力損害賠償支援機構による支援や、仮払法の規定に基づく仮払い等を進めており、今後も東京電力とともに迅速かつ適切な原子力損害賠償の推進に万全を期してまいります。

毎月給付金については、東京電力により行われる賠償とも関係するものであり、慎重な検討が必要ではないかと考えております。

避難されている方々への支援については、居住環境整備、就労支援、コミュニティ支援・心のケア、放射線に係る健康管理、福祉・教育等の行政サービスなど、様々な課題があります。こうした課題に対応するため、復興庁を中心に関係各府省の課長からなる検討体制を整えており、また、長期避難のための生活拠点の確保・整備等の方針を協議するため、国、県、避難元自治体、受入自治体からなる「長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会」を設置したところです。こうした場等を通じて、各々の避難の実態に応じた具体的な支援策を検討してまいります。

厚生年金を払う正社員だったが、今回の事故で、会社は廃業し、私は職を失った。50歳を超えた女性を正社員として雇ってくれるところはない。壮年層の雇用対策を行って欲しい。また、この損失は賠償されるべき。就労不能損害は、2年分ではおさまらない。

雇用対策については、「日本はひとつ」しごとプロジェクトにより政府をあげて取り組んでいるところです。今後とも、

- ・産業政策と一体となった雇用面での支援(事業復興型雇用創出事業)、
- ・女性の積極的な活用など雇用面でモデル性のある事業の支援(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)

などにより雇用創出を支援するとともに、

- ・ハローワークによる、担当者制などのきめ細かな就職支援や職業訓練への誘導などに取り組み、壮年層を含めた被災者の方々の就職支援に全力を挙げてまいります。

また、就労不能損害については、一括払いの期間で必ずしも支払いが全て終了するのではなく、その時点において、具体的な状況を踏まえ、改めて取り扱いを判断することとしています。

国からの回答

町の区域見直しに対する取組について、国の見解を聞かせてもらいたい。

町からは線量に関わらず町全域を帰還困難区域にする旨の御意見を頂いています。他方、区域見直しにおいては、地域のコミュニティに配慮して字や行政区単位を用い、当該地区の大半を占める放射線量に基づき3つの区域に見直すこととしています。区域を見直すことで、除染や住民の皆様がふるさとに帰るためのインフラ復旧など様々な復旧・復興に向けた取組が加速されます。こうした考えの下、引き続き地元の御意向をしっかりと踏まえつつ、できるだけ速やかに町との協議を進めてまいります。

個別の事情で町がなくなったらどうするのか。時間がかかっても町に戻らないといけない。

避難者の方々が町に戻られるまでに、町外においてどのような生活拠点が必要か、また、その際にコミュニティの維持にどう配慮すべきかについては、9月22日に設置した国、福島県、避難元自治体及び受入自治体からなる「長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会」の中で、具体的に検討してまいります。

今の地域は、3区分にわけると低い地域になる。線量が高いところがあるということは、今の区分は正確に反映されていない。ホットスポットのようなところがあるのであれば、細かく線量を図って区域の見直しをしてほしい。

例えば、家屋単位等で区域見直しを行うこととした場合、隣家同士で区域が異なるなど、地域のコミュニティが分断されるおそれがあります。

このため、区域見直しにおいては、地域コミュニティを維持することに配慮して、面的に放射線量を測定できる航空機モニタリングの結果を基本とし、字や行政区単位を用い、当該地区の大半を占める放射線量に基づき3つの区域に再編することとしています。

なお、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の一部で空間線量が高いところがある場合でも、特別地域内除染実施計画に基づく除染等により線量を下げていくこととしています。

住宅の賠償については、2年するとカビだらけで住めない場合があり、期間とは関係なくそういう場合は全損にすべきと言っているが、その意見が反映されない。

管理不能に伴う損害の状況はそれぞれ異なることから、一律に賠償することはできず、ご負担された実費については、それぞれの住宅の事故前の時価相当額を上限にお支払いすることを考えています。

国からの回答

区域が線量で線引きになっているが、20 mSvのところに戻らせるのか。当事者の立場に立って検討して欲しい。

(低線量被ばくによる健康影響)

広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査の結果からは、100mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいとされています。

この評価は、原子爆弾による短時間での被ばくによる影響の評価ですが、長期間の継続的な低線量被ばくの場合には、同じ100mSvの被ばくであっても、より健康影響が小さいと推定されています。

なお、低線量被ばくにおいて、年齢層の違いによる発がんリスクの差を明らかにした研究はありません。また、原爆被爆者の子ども7万人を対象にした長期間の追跡調査では、現在のところ遺伝的影響が生じたという証拠はありません。

(避難区域の見直し)

現在、除染やインフラ復旧等を円滑に進めるため、線量に応じた新たな避難区域への見直しを進めています。

ただし、避難指示の解除は、線量水準や除染・インフラ復旧といった生活環境の整備状況を踏まえ、県、市町村、住民の皆さまと十分に相談しながら行ってまいります。

また、住民の皆さまが帰還し居住を再開した後も、政府としては、被ばく低減・回避のための総合的な対策を講じてまいります。

精神的損害についても10万円はおかしいと思う。文科省には何も相談されずに決められた。今後も町としては、意見を出し続けたい。

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力の学識経験を有する者が、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議を行い、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しているところだ。

原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針では、避難に伴う精神的損害について、負傷に伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

また、指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

なお、文部科学省の原子力損害賠償紛争解決センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。

国からの回答

賠償の営農損害、5年一括ということだが、税金が多くかかるのではないか。

課税については枝野さんに伝えたことがあるが、損害に課税はありえないといったら、そうだと答えた。確認してほしい。

被害者の方々に東京電力から支払われる賠償金のうち、営業損害、就労不能損害、棚卸資産への賠償等、被災がなかった場合には本来課税対象となるべき収入に代わる性質を持つものについては、課税の対象となります。

今回、包括請求により、将来分を含めた一括での賠償金を受けた被害者については、一括払いの対象期間中の時の経過に応じ、対象期間中の各年分に均等の収入として、営業損害に対する賠償金は事業所得等の収入金額に算入し、就労不能損害に対する賠償金は一時所得の収入金額に算入する方向で国税庁と協議しているところです。この場合、年度毎に分割して賠償金を受けた場合と同様の課税となり、一括で受け取ることによる税額の増加とはなりません。

チェルノブイリでは支援策として毎月給付金が支払われているが、今回もそのような財政的支援を行うことができないか。

原子力事業者は、過失の有無を問わず、原子力損害の賠償に関する法律(以下、「原賠法」という。)に基づく原子力損害についての賠償責任を課されていますが、これは原子力損害の被害者に対して迅速に救済が図られることを目的としたものです。したがって、今回の事故による原子力損害に関しても原賠法に基づいて、一義的には東京電力が責任を負うべきものであります。

他方、政府としても、こうした原賠法の趣旨を踏まえつつ、被害者救済に万全を期すため、原子力損害賠償支援機構による支援や、仮払法の規定に基づく仮払い等を進めており、今後も東京電力とともに迅速かつ適切な原子力損害賠償の推進に万全を期してまいります。

毎月給付金については、東京電力により行われる賠償とも関係するものであり、慎重な検討が必要ではないかと考えております。

避難されている方々への支援については、居住環境整備、就労支援、コミュニティ支援・心のケア、放射線に係る健康管理、福祉・教育等の行政サービスなど、様々な課題に対応するため、復興庁を中心に関係各府省の課長からなる検討体制を整えており、今後、県や自治体と協議しながら、各々の避難の実態に応じた具体的な支援策を検討してまいります。

医療費は今後も無料でやってくれるのか。

被災者の長期的な健康確保については、「福島県原子力被災者・子ども健康基金」において、全県民を対象とした放射線影響の推定調査や避難住民等を対象とした中長期的な健康調査が実施されているところであり、まずは同基金を全面的に支援してまいります。

国からの回答

ADRで申請待ちになった部分は請求できないと聞いているがおかしいのではないか。

原子力損害賠償紛争解決センターへ申立てのあった損害は、中立・公正な立場の仲介委員により当事者間の合意による紛争解決を目指します。和解仲介手続中であっても、東京電力に対して同じ損害の賠償を請求することは可能です。

帰宅に係る費用と賠償は別のものなので整理をして欲しい。

避難・帰宅等に係る費用として、帰還困難区域は792,000円(2012年6月1日～2017年5月31日)、居住制限区域は437,000円(2012年6月1日～2014年5月31日)、避難指示解除準備区域は252,000円(2012年6月1日～2013年5月31日)を一括でお支払いします。また、区域見直しがなされていない区域に関しても、25,200円(2012年6月1日～2013年5月31日)をお支払いします。

なお、実際に負担された実費の総額が賠償金額を上回った場合には、損害項目に該当する旨の御事情をよく聞いた上で差額を追加で支払います。

上記については、9月末から順次請求書を発送、10月3日から賠償受付を開始しています。

区域の見直しについて、もう2年が経とうとしている。概算払いできないか。

第5期の賠償請求に関しては、区域見直しが済んでいる町村に関しては、それぞれの区域における標準期間又は解除見込み時期に応じた精神的損害・避難費用及び就労不能損害を一括して支払います。

一方、区域見直しが済んでいない町村に関しても、従来どおりの3ヶ月ごと(実費)の支払い(精神的損害・避難費用及び就労不能損害)又は、精神的損害及び避難費用12ヶ月分(避難指示解除準備区域と同等の金額:精神的損害120万円、避難費用25万2千円)と就労不能損害(平成26年2月28日まで)の一括支払のいずれかを選択できます。

いわきでも老人介護施設が満杯の状態、受け入れてもらえない状態。老人介護施設に入れるようにしてくれないとケアできない。廃業した温泉旅館がたくさん福島県内にはある。これを有効利用する手もあるだろう。一刻も早く、受け入れ施設を確保して欲しい。

厚生労働省としては、被災直後から、被災施設の本格復旧までの緊急的な対応として、病院や宿泊施設等の借り上げによる施設介護サービスの提供を進めてきたところです。
また、被災した施設の設置法人が、現在、他施設に避難している入所者のために仮設特養等を設置する場合には、災害復旧費の国庫補助を行うこととしています。双葉町の特養(せんだん)についても、仮設特養の整備に向けて準備中と聞いています。
さらに、新設の特養等の設置にあたっては、介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の活用が可能であり、これらの施策をご活用いただきたいと考えています。

私は双葉町で事業をしていた。経済産業省だから知っていると思うが、避難先で事業再開したいと考え、福島県に相談したら補助金がもうないとのこと。福島県の被災企業が、福島県外に出て行ってしまっているなか、福島県で事業再開するようにはできなくては、復興はあり得ない。

被災地経済の早期再生・復興を実現するために、企業立地を支援することが重要だと認識しており、現地のご要望を踏まえつつ、施策を展開しています。

具体的には、平成23年度の第3次補正予算において福島県に新規立地・増設する企業を対象とした企業立地支援策を講じたところであり、引き続き計画的な運用のあり方について県とよく相談してまいります。

こうした制度の活用を通じ、被災地における経済・産業基盤の復興と活性化に貢献してまいる所存です。

精神的損害の月額10万は、誰がどういう理由で決めたのか。全く避難者に説明はないし、審査会には避難者は含まれていない。月額10万円の説明責任を果たし、避難者の声にも耳を傾けるべき。

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力の学識経験を有する者が、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議を行い、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しているところでは、

原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針では、避難に伴う精神的損害について、負傷を伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

また、指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

なお、文部科学省の原子力損害賠償紛争解決センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。

国からの回答

そもそも、順番として、まず、どこの地域の線量がどの程度であるのか。そして、その線量だといつ頃から住めるようになるのか。それらの説明を先にした上で、賠償の話をするのが順番ではないか。

線量については、モニタリングポストや走行サーベイによる測定結果などを文部科学省、被災者生活支援チームのホームページ等で公表しているところです。

避難指示解除では、当該区域において住民が受ける被ばく線量が解除日以降年間20mSv以下となることが確実であることが必須の要件となります。その上で、除染等により放射線量を引き下げるとともに、日常生活に必要なインフラや医療などの生活関連サービスの復旧など準備が十分に整った段階で、市町村と密な協議を行った上で、避難指示を解除することとしています。

区域見直しの実施により、当該区域の住民の皆様がふるさとに帰りたいとの意向をお持ちの避難指示解除準備区域や居住制限区域については、除染やインフラ復旧など、復旧・復興に向けた様々な取組を加速することができます。

なお、賠償の詳細な基準については、本年3月に中間指針2次追補が定められたことから、これを踏まえ、作成・お示したところです。

今後とも、双葉町及び住民のご意向を十分にお聞きし、政府一丸となって福島県とともに、適切な対応を行ってまいります。

田舎（双葉町）で死にたい。この気持ちがわかるか。ご先祖様がいるから戻りたい。でも、戻れない。長期避難が必要だとわかっているのも関わらず、仮の町もつけれない。一体、国は何をやっているのか。

震災後1年半以上経過して、未だ、先祖代々の土地に戻りたくても戻れない境遇におられる方々が多くおられることについては、大変申し訳なく思っております。

いわゆる仮の町など町外における生活拠点の構想については、双葉郡内の被災自治体の復興計画等において、現在検討が進められておりますが、それら復興計画の検討と並行して、国として、郡内の被災自治体、さらには避難者を受け入れている自治体も含め、長期避難に向けた様々な課題について議論を開始するとともに、関係省庁からなる会議を設置し、検討を進めているところです。

今後、長期避難の生活拠点について具体的に検討を進めていくためには、現在避難されている住民の方々一人ひとりのご意向を丁寧に把握することが重要と考えており、自治体と共同で、住民に対する意向調査の実施を進めていきたいと考えております。

また、長期避難のための町外における生活拠点の確保・整備等の方針を協議するため、国、県、被災自治体、避難者受入れ自治体からなる「長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会」を設置したところです。こうした場等を通じて、避難が長期にわたる方々が安心して住み続けられる生活環境の整備に向けて、早急に検討を進めてまいります。

国からの回答

感謝料の月額10万円の根拠は何か。交通事故を参考にしたという噂だが、そうすると交通事故と原子力事故の精神的損害は、同じレベルだと決めたのか。納得がいかない。国は、住民の意見も聞かず、一方的にものごとを決めて押しつける。決めたものごとについての説明も足りない。

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力の学識経験を有する者が、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議を行い、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しているところ。

原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針では、避難に伴う精神的損害について、負傷に伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

また、指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

なお、文部科学省の原子力損害賠償紛争解決センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。

(精神的損害について) 指針で10万を決めたからといって、押しつけるのではなく、思いやりを持ってやるということではないのか。双葉町の住民は、バカではないから、しっかりと10万の根拠を説明すれば納得する。事前に説明もしないで、一方的に決めて押しつけるから、思いやりがない。やり方が、何でもかんでも上から目線。説明に来ないのは納得いかない。

上記に同じ

文部科学省が空間線量率測定値を公表して、新聞等にもその数値が掲載されているが、その公表されている数値と、一時立入の時に持参した線量計で実測した数値が異なり、文部科学省の測定値の方が低い。これはなぜか。

山田の農村広場に設置されているモニタリング施設のこと。その測定器は、意図的に高いところに設置されており、低い測定値が観測されるようになっている。この点は、何度も私の方から指摘しているのだが、文部科学省は一向に修正しようとしていない。

事故発生以降に設置されたモニタリング施設は、人が受ける放射線量を観測するために、高さ1mのところに設置されています。

一方で、ご指摘のモニタリング施設は、福島県が事故前から設置しているもので、原子力発電所の影響をより広範囲に把握するため、検出器周辺の地形、建物などによる遮蔽効果や降雨等による線量率の自然変動の影響が少なくなるよう、地表面近くではなく、高さ3m程度のところに設置されています。そのため、線量計で実測された数字と相違が出たものと考えられます。

なお、現状、福島県としては、事故前の過去のデータとの比較するために、設置する高さを変えることは考えていないとのこと。

国からの回答

子供の心の傷について。知り合いの子供が、双葉町から転校したところ、「放射能が高い子」といわれてイジメられている。イジメられている子供も大変だが、親も大変辛い思いをしている。今日、説明会に来て国の人と東電の人は、これをどう思うか。

このように苦しんでいる子供がいることを、しっかりと教育現場につたえて、改善を図ってください。

被災した児童生徒が避難先で差別されることやいじめられることは、あってはならないことであると認識しております。

このため、文部科学省としては、平成23年4月13日及び6月20日付けの文書で教育委員会等に対し、被災した児童生徒を受け入れる学校において、当該児童生徒に対する心のケアや、当該児童生徒を温かく迎えるための指導上の工夫、保護者・地域住民等に対する説明などを適切に行い、いじめなどの問題を許さず、当該児童生徒の学校生活への適応が図られるよう、必要な指導を行うなどの配慮を要請しています。また、あわせて被災地域の状況等について参考とすべき情報を提供しているところです。

また、平成23年11月4日付けの文書において、教育委員会等に対し、転・編入学、入学により被災地から児童生徒を受け入れた場合のみならず、修学旅行などの特別活動等において被災地の児童生徒と行き合わせた場合等においても、科学的根拠の無い、配慮に欠ける発言は厳に慎み、被災地の状況や放射線についての正しい知識をもとに、被災地の児童生徒に対して温かく接するよう日常的に必要な指導を行うなどの配慮を要請しています。

今後とも、被災地からの要望等を踏まえつつ、子どもの安心できる教育環境の整備に努めてまいります。

古くなれば、建物の価値は低くなってしまふのはわかる。しかし、事故さえなければ、古くなっていても、私たちは、広い部屋と庭がある、愛着があり思い出のある自宅に住むことができた。それを事故によって、一方的に追い出された。この賠償額では、同程度の広さを持つ家を建てることさえできない。

今回の賠償基準の策定に当たっては、被害者の方々の今後の生活再建に配慮し、例えば、建物については、固定資産税評価額に基づき、時価相当額を算定する方法、建築着工統計に基づく直近の住宅平均新築単価を使用して建築単価を推定する方法を基本とし、個別評価も可能とするなど、多くの方にとって相当な水準の賠償額が確保されるよう努めました。

また、不動産以外にも、家財について家族構成に応じて算定した定額を支払うこととしているほか、公共収用に伴う移転の際に支払われる営業損害等の基準と比較しても長期の営業損害等に対する賠償を行うこととしており、相当程度被害者の生活再建に配慮した賠償基準としました。

なお、今後の被災者の生活再建については、賠償のみですべて対応できるものではなく、公営住宅をはじめとした居住環境の整備や医療、福祉、教育、雇用の確保といった様々な施策を実施していく必要があり、今後、避難者の方々が安心して生活を営めるよう、県や町とも一緒に取り組んでまいります。

この賠償では、事故前と同じ生活ができない。私たちは、何も悪いことをしていないのに関わらず、我が家から追い出された。賠償のかさ上げが必要。

上記に同じ

国からの回答

精神的損害10万円の根拠はどうなっているのか。生活費増もあわせて10万というのはおかしい。精神的苦痛は、避難生活が長引くほど大きくなっている。紛争審査会は住民の意見も聞かず、避難者の避難生活も見ることなく勝手に決めた。しっかり、説明すべき。

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力の学識経験を有する者が、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議を行い、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しているところだ。

原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針では、避難に伴う精神的損害について、負傷に伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

また、指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

なお、文部科学省の原子力損害賠償紛争解決センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。

子供は、双葉町で家業を継ぐと決めて頑張っていた。事故によって、双葉町では家業はやれなくなった。加須には跡を継ぐための学校もない。将来がダメになった。

今回の災害により、将来に不安を抱かせる状況を招来したことについては大変申し訳なく思っており、政府一丸となって、復興・復旧に全力を尽くしてまいります。

生命・身体的損害に、高齢者は含まれるのか。高齢の親がいるが、避難先で医療施設に入れなくて困っている。

生命・身体的損害については、避難等を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかった方等を対象に、医療費や入通院慰謝料等をお支払いいたします。

なお、医療に関するご相談につきましては、下記のとおり、埼玉県にて相談窓口を設けておりますので、お問い合わせください。

○埼玉県の医療相談

・埼玉県医療安全相談窓口(医療整備課)

TEL 048-830-3541

月曜日～金曜日 9時～17時

土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休み

・埼玉県加須保健所相談窓口

TEL 0480-61-1216

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

土曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休み

お墓を新しくしたいが、遺骨を持ち出すのに許可が必要。持ち出しの許可の取り方を知りたい。

遺骨を持ち出すに際しては、「墓地、埋葬等に関する法律」による所要の手続きが必要です。また、遺骨を持ち出すため、警戒区域が設置されている双葉町に立ち入る場合には、町に対して公益目的の一時立入りの申請を行い、スクリーニング基準(13,000cpm)未満であることを確認の上、持ち出すこととなります。遺骨持ち出しの手続き及び公益目的の一時立入りの申請手続きについては、遺骨が所在する町の担当部署にご相談ください。

隣の仮設住宅に住んでいる方の話だが、北海道に避難している息子が倒れ、さらに奥さんも倒れたと聞いた。そのような大変な状況について、精神損害の賠償では、加味されていない部分がたくさんあるのではないか。もう一度算定基準を明確に説明してほしい。

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力の学識経験を有する者が、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議を行い、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しているところです。

原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針では、避難に伴う精神的損害について、負傷を伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

また、指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

この点、文部科学省の原子力損害賠償紛争解決センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。なお、例示のようなケースでは、ご負担された医療費のほか、入通院に伴う慰謝料が東京電力から別途支払われております。

紛争審査会が中間指針を出したタイミングが不満。避難してバタバタしている中で決められた。作り方が不明瞭。ここに紛争審査会の人に来て、話してほしいが、その仲介は国でできないか。

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力の学識経験を有する者が、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議を行い、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しているところです。

原子力損害賠償紛争審査会の会議は全て公開で開催しており、議事録や配付資料等は文部科学省ホームページに掲載しています。また、指針の内容については、地元自治体での説明会等で説明を行っているほか、文部科学省ホームページにQ&Aを掲載する等取り組んでおり、内容に不明な点がある場合の個別のお問い合わせにも対応しているところです。

大熊や富岡の人でADRに訴えて、10万よりも多い賠償をもらっている人がいる。訴えた人と声の小さい人の差がなぜ出るのかということを確認したい。

原子力損害賠償紛争審査会は、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しており、避難に伴う精神的損害について、負傷を伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

原子力損害賠償紛争解決センターでは、中立・公正な立場の仲介委員が、当事者間の意見を調整しながら、個別の事情を踏まえて和解の仲介を行っています。事故との相当因果関係が認められる個別の損害が発生している場合は、当該損害も賠償の対象となるため、申立人の個別の事情に応じて和解時の賠償額は異なります。なお、同センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。

高速道路について、（避難先の最寄のインターである）加須で降りると無料になるが、久喜インターで降りると無料にならない。途中の（避難先の最寄りではない）インターで降りても、無料となるようにしてほしい。

本年4月以降の原発事故による避難者を対象とした高速道路の無料措置は、避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動を支援する目的で、実施しているところです。上記の目的から、福島県内の全インターチェンジ(IC)及び山元ICを対象ICとしておりますが、生活再建に向けた活動を行うに際し、町役場との往来も必要となると考えられることから、双葉町からの避難者については、仮移転中の町役場の最寄りとなる加須IC及び桜土浦ICも対象としております。

町民の医療費無料措置が来年の2月までとなっている。継続を要望。

現在、東電福島原発事故により設定された警戒区域等の被災者については、厚生労働省において、国民健康保険等の一部負担金や保険料の免除に要した費用の全額を財政支援していると承知しています。

平成25年度の取扱いについては、厚生労働省において、関係省庁と調整の上、予算編成過程で検討することと承知しています。

なお、被災者の長期的な健康確保については、「福島県原子力被災者・子ども健康基金」において、全県民を対象とした放射線影響の推定調査や避難住民等を対象とした中長期的な健康調査が実施されているところであり、まずは同基金を全面的に支援してまいります。

国からの回答

青年会、婦人会、老人会といった町の絆は、事故に伴う避難によってバラバラにされた。そういった絆を失い、心のよりどころも失ったにもかかわらず、精神的損害は10万円で終わってしまうのは許せない。なぜ、10万円なのか。

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力の学識経験を有する者が、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議を行い、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しているところ。

原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針では、避難に伴う精神的損害について、負傷を伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

また、指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

なお、文部科学省の原子力損害賠償紛争解決センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。

一方的に追い出されている。賠償額も、事故前と同程度の家に住んで暮らすことができないほどのもの。夢を持てるような対策を打ち出してほしい。

今回の賠償基準の策定に当たっては、被害者の方々の今後の生活再建に配慮し、例えば、建物については、固定資産税評価額に基づき、時価相当額を算定する方法、建築着工統計に基づく直近の住宅平均新築単価を使用して建築単価を推定する方法を基本とし、個別評価も可能とするなど、多くの方にとって相当な水準の賠償額が確保されるよう努めたところです。

また、不動産以外にも、家財について家族構成に応じて算定した定額を支払うこととしているほか、公共収用に伴う移転の際に支払われる営業損害等の基準と比較しても長期の営業損害等に対する賠償を行うこととしており、相当程度被害者の生活再建に配慮した賠償基準としました。

なお、今後の被災者の生活再建については、賠償のみですべて対応できるものではなく、公営住宅をはじめとした居住環境の整備や、医療、福祉、教育、雇用の確保といった様々な施策を実施していく必要があり、今後、避難者の方々が安心して生活を営めるよう、県や町とも一緒に取り組んでまいります。

宮城県沖地震後の対応として、福島第一発電所でも津波対策をして欲しいと要請していたが、対応が無かった。

原子力発電所における過去の津波対策が不十分であったことは、国会や政府の事故調査委員会等でも指摘を受けております。原子力規制委員会としてこれらの指摘を重く受け止めるとともに、こうしたことを繰り返さないとの観点から、今回の事故の深い反省の上に立って、新たな津波基準の策定など原子力安全規制の改善に取り組んでまいります。

国からの回答

精神的損害の賠償について、自賠償を参考に勝手に月額10万と決めた。原子力損害賠償紛争審査会は、住民の意見を聞け。

原子力損害賠償紛争審査会では、法律、医療及び原子力の学識経験を有する者が、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議を行い、切迫した生活状況にある被害者を迅速・公平・適切に救済する必要があるとの認識のもと、類型化が可能で一律に直ちに賠償すべき損害の範囲や損害項目を指針として示しているところではある。

原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針では、避難に伴う精神的損害について、負傷を伴う精神的損害ではないことや、避難の長期化に伴う精神的苦痛の増大等を考慮し、一人月額10万円を目安として示したものです。

また、指針で明示されているのは、避難により自宅以外での生活、あるいは行動の自由の制限等を長期間余儀なくされたことによる精神的苦痛であり、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

なお、文部科学省の原子力損害賠償紛争解決センターが指針を踏まえて作成した総括基準では、要介護状態にあること、身体または精神の障害があること等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとしています。

事故の時に政府から人災だった発言があった。言葉での見舞いはあったが、常識的には見舞いというのは金ですもの。一人当たり国から100万、東電から100万支払ってもおかしくないと思っている。見舞金と賠償は違う。

東京電力は、今回事故につき、原子力損害の賠償に関する法律(以下、「原賠法」という。)に基づく原子力損害について、無限・無過失の賠償責任を課されており、与えた損害に対応して適切な賠償を行う必要があります。

他方、政府としても、こうした原賠法の趣旨を踏まえつつ、被害者救済に万全を期すため、原子力損害賠償支援機構による支援や、仮払法の規定に基づく仮払い等を進めており、今後も東京電力とともに迅速かつ適切な原子力損害賠償の推進に万全を期してまいります。

あと2年で仮設が住めなくなる。法律を変えるのか、復興支援住宅を造るのか。そうするには、建設始めないと間に合わないのではないか。

応急仮設住宅の供与期間は、原則2年間とされているが、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、1年を超えない範囲内毎に期間延長できるとされています。

今回の東日本大震災においては、復興支援住宅等の整備に、なお時間を要する状況にあるため、先般、1年延長し、合計3年としたところです(4/17)。

更なる延長については、今後、住宅の復興状況等、被災自治体の実情を十分に踏まえ対応していきたいと考えています。

また、避難期間が長期に及ぶ避難者の方々に、安定的な避難生活を送っていただけるよう、避難所や応急仮設住宅ではなく、より良好な住宅に居住できる環境を早急に整えることが必要であり、そのためにも、災害公営住宅の建設を進めてまいります。

国からの回答

精神的損害の終期について、住民を原子力損害賠償紛争審査会に参加させる等、住民の意見を反映させるべきではないか。

原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害賠償法に基づき、法律・医療・原子力の学識経験者が中立・公正な立場から原子力損害の範囲等に関する指針を策定していますが、指針策定にあたっては、可能な限りの被害の実態把握に努めて頂くことが重要であると考えており、これまでも、地元自治体や関係団体等から被害状況等についてのヒアリングも踏まえて、公正中立な立場から審議が行われているところです。

精神被害の関係でお願いしたい。広島・長崎には被爆援護法がある。それを拡大して双葉の住民を含めてもらいたい。2世3世の問題が出てくる。若い世代の人の子供が奇形児として生まれないとも限らない。東電はしっかりと受けとめ国の関係箇所求めてもらいたい。国は大臣に報告して、しっかり対応して欲しい。

精神的損害については、賠償の面からは既に行っており、引き続き継続させていただいています。

その他のいただいた御要望については、関係省庁にしっかりとお伝えいたします。